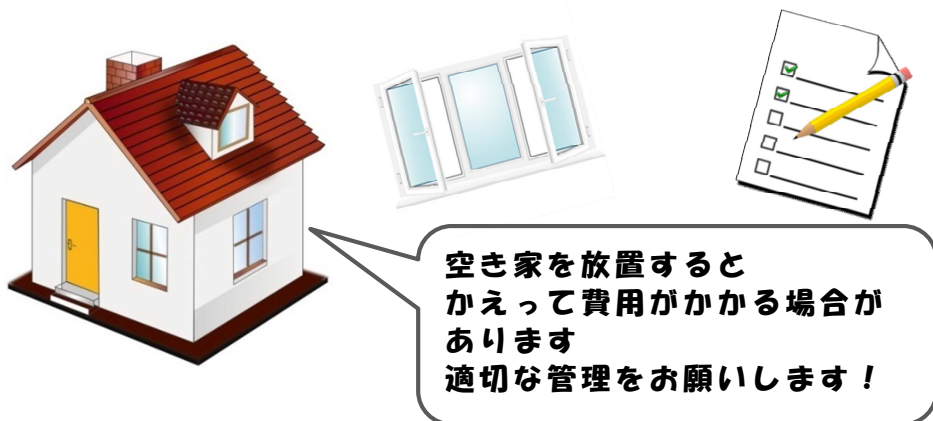


空き家の外観調査、内部換気に 要する管理費用の一部を補助します

(令和7年度下関市空き家管理・流通促進支援事業)



【募集期間】

令和7年4月1日(火) ~ 令和8年2月27日(金) **先着順**

※次年度も引き続き補助対象事業を行う場合は、予算の範囲内かつ通算12ヶ月間を限度に補助を受けることができますので、予めご相談ください。

【対象管理業務】

外観調査 (月1回空き家の外観を調査するもの)

内部換気 (月1回1時間以上空き家の換気を行うもの)

補助金の額は、

外観調査のみの場合は **毎月最大2,000円、**
内部換気を併せて行う場合は **毎月最大5,000円**です

※補助金の月額の算定方法

外観調査を含む管理契約の税抜き月額の1/2の額と2,000円を比較して、安価な額とします。外観調査と内部換気を含む管理契約の場合は同様に税抜き月額の1/2の額と5,000円を比較して、安価な額となります。

お問い合わせ先

下関市建設部住宅政策課住宅政策係

TEL: 083-231-1941 (直通)

空き家管理・流通促進支援事業補助金について（概要）

1 補助の対象となる空き家

- ・市内に存する建築物（長屋住宅の各戸を含み、共同住宅を除く）であること。
- ・個人が所有するものであること。
- ・居住その他の使用がなされていないこと。
- ・申請時において、建物の売買、交換若しくは貸借の代理又は媒介の契約を締結していないこと。



2 補助対象者（補助申請を行うことができる方）

- ・空き家の所有者又は管理者（法人を除く）で、宅地建物取引業者又は管理業者に当該空き家の管理を依頼しようとする方
- ・上記の方から委任（様式第1号）を受けた市内の宅地建物取引業者又は管理業者の方

3 補助対象期間

外観調査等の管理契約の契約期間とします。ただし、補助金が交付されるのは令和8年3月までの期間で最大で12ヶ月間となります。なお、次年度も引き続き補助対象事業を行う場合は、予算の範囲内かつ通算12ヶ月間を限度に補助を受けることができます。※次年度の補助を確約するものではありません。

4 募集期間

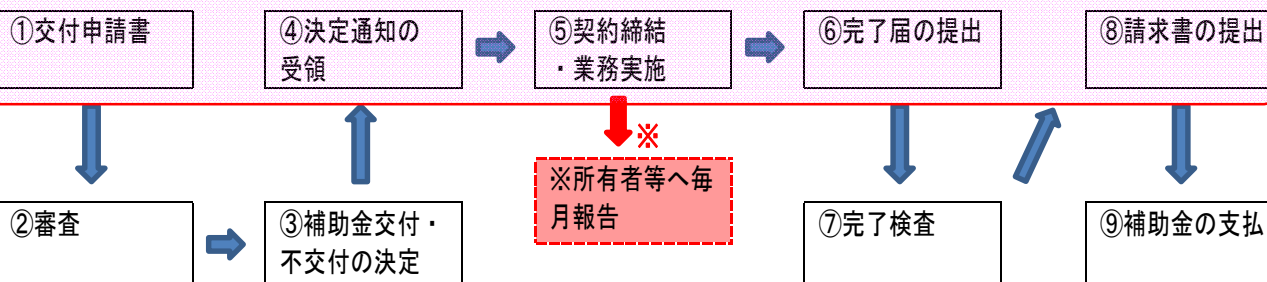
令和7年4月1日(火) から令和8年2月27日(金) まで（先着順）

※注意事項

- ①ご自身が行う管理は、この補助金の対象にはなりません。
- ②外観調査及び内部換気（依頼する場合に限る）は、毎月実施することが条件ですので、隔月等で実施するような管理業務は、補助の対象になりません。なお、補助金の額は変わりませんが、対象管理業務とあわせて郵便物の整理、通水、清掃等の業務を依頼することも可能です。
- ③委任状（様式第1号）を提出することにより、申請や補助金受領等の手続きを宅地建物取引業者又は管理業者に委任することができます。詳細は、市又は管理業務をお願いしようとする宅地建物取引業者、管理業者にご相談ください。
- ④交付決定前に締結した管理契約や実施した管理業務は、補助の対象外となりますので、注意してください。
- ⑤上記以外にも諸条件がありますので、詳細はお尋ねください。

補助金交付の流れ（委任状提出の場合）（概略）

申請者（所有者等から委任状の提出を受けた宅地建物取引業者又は管理業者）



下関市